

令和3年度決算に係る

定期監査資料
決算審査

令和4年5月

いじめ・不登校総合対策センター

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	
(1)	指摘事項	1
(2)	監査意見	1
(3)	決算審査意見	1
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3
6	決算資料(総括表)	10
7	事業別実施状況調べ	11
8	予備費の充用調べ	11
9	現金の取扱状況調べ	
(1)	現金取扱状況	11
(2)	つり銭の状況	11
10	財産に関する調べ	
(1)	公有財産	12
(2)	金券類の保有状況	13
(3)	基金	13
(4)	債権	13
11	財産の貸付け及び使用許可調べ	
(1)	土地及び建物	13
(2)	物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	13
12	借受不動産明細調べ	13
13	職員駐車場の管理状況調べ	13
14	寄附物件の受納状況調べ	13
15	備品の処分状況調べ	13
16	貸付金等状況調べ	13
17	いじめについての連携・支援の流れ	14
18	県内のいじめの認知件数	14
19	いじめの解消状況	14
20	当センターへのいじめの相談の対応	14
21	不登校についての連携・支援の流れ	15
22	不登校児童生徒数	15
23	不登校児童生徒の変容状況	15
24	当センターへの不登校相談の対応	15
25	ハートフルスペースの利用状況	16
26	教育相談	17
○	意見、要望等	17

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1)指摘事項 該当なし
- (2)監査意見 該当なし
- (3)決算審査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況

指摘事項	措置てん末
<p>不登校児童生徒への自宅学習支援について(文書指摘)</p> <p>本県の令和2年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒は前年度より増加し、100人当たりの不登校児童生徒数は、小学校と高等学校では全国平均を上回っています。</p> <p>いじめ・不登校総合対策センターでは、学校以外の学びの場である教育支援センター等に通うことが困難で学びの機会を失っている不登校児童生徒を対象に、eラーニング教材「すらら」を活用した自宅学習支援を実施していますが、令和2年度に自宅学習支援を受けた小中学生27名のうち、指導要録上の出席扱いとなった児童生徒は16名がありました。</p> <p>指導要録上の出席扱いについては、各学校が、県教育委員会が定めているガイドラインを基に、「すらら」による学習状況、本人や保護者との面談等を踏まえ総合的に判断することになつておらず、明確な判断基準はありません。</p> <p>については、学校によって指導要録上の出席扱いの判断に差異が生じないよう、市町村教育委員会と連携を図り、県教育委員会として基準を提示するなど、すべての子どもが公平に扱われるよう対策を図るべきであります。</p>	<p>指導要録上の出席扱いの判断について市町村によって異なる現状を踏まえ、自宅学習支援員と学校が連携し、本人や保護者に対する丁寧な面談を通して、本人の状況に合わせた具体的な学習目標を立て、それに向けた努力を認めることにより出席扱いとする方向で、市町村教育委員会とし合わせを行い、令和4年5月にガイドラインの改定案を作成しました。</p> <p>今後、改定案について市町村教育委員会の意見等を聞き、県教育委員会として指導要録上の出席扱いの判断基準を提示する予定であります。</p>

3 職員の定員、現員調べ

(令和4年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	当該 年度	3.4.1 現在	当該 年度	3.4.1 現在	当該 年度	3.4.1 現在	当該 年度	3.4.1 現在	
定 員	7	7	0	0	0	0	7	7	
現 員	() 7	() 7	() 0	() 0	() 0	() 0	() 7	() 7	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度任用職員	17	17	0	0	0	0	17	17	ハートフルスペース指導員3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペース支援コーディネーター3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペースソーシャルワーカー1(東部)、専門指導員(ことば・発達)3(東部)、相談員(電話)2(東部)、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1(東部)、自宅学習支援員3(東部1、中部1、西部1)、事務補助1

4 役付職員の調べ

(令和4年5月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
センター長	定常 博文		1	6年 1月
次長	澤 勝也		1	4年 1月
参事	(併)中島 洋一	2	1	出納員 教育センター総務課長
課長補佐	(併)岩尾 聖	0	1	教育センター課長補佐

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
不登校対策事業	4,578	675	0	0	3,903

将来ビジョン	—
令和新時代創生戦略	SDGsゴール（04 質の高い教育をみんなに）
政策項目	—

1 事業の目的、概要

- ・小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、中学校（校区内の小学校へも対応）へのスクールカウンセラー配置や資質向上に係る研修会及び学校生活適応支援員の配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会的自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。
- ・県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。

2 事業の内容、実施の状況

① 不登校対策事業

(1) スクールカウンセラー研修充実事業

- ・年2回の連絡協議会（各地区毎）を開催した。
- ・スクールカウンセラー対象の研修会について、大学非常勤講師を招聘し、「SOSの出し方教育の実践」をテーマに講義、演習を行った。

(2) 臨床心理士の緊急支援体制の構築

- ・事故、被災等で緊急に特別な支援が必要となった際に臨床心理士を派遣する体制を整え、小学校（7校）、中学校（6校）、高等学校（1校）に臨床心理士を派遣した。

(3) 学級力・組織力による不登校改善事業

- ・学校教職員等を対象とした研修会を2回開催した。
- ・研修会については、大学教授と現職校長（他県）を招聘し、「児童生徒理解に基づいた支援や組織体制づくりの重要性を学び、様々な要因や背景により課題を抱える児童生徒の支援に活かすこと」をテーマに行った。

(4) 学校生活適応支援員配置事業

- ・不登校に係る支援の必要性の高い公立18小学校に「学校生活適応支援員」（18人）を配置し、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んだ。
- ・連絡協議会を年3回開催し、効果的な活用等に関する研修、情報交換等を行った。

(5) 子どもの不安解消プロジェクト事業

- ・いじめや不登校の要因の一つである「不安」という感情のコントロールや情動を抑制するためのスキルを身につけるためのDVDの貸し出しを行い、小学校5校の利用があった。

② 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・県内3カ所の「ハートフルスペース」において、体験活動や心理相談、進路支援等を行った。
- ・カウンセリング、懇談、研修会等を通して保護者支援を行った。
- ・市町教育委員会設置の教育支援センター、中学校、高等学校等の学校関係機関を中心に訪問し周知するとともに、要支援対象者の実態把握を行った。
- ・高等学校、関係機関と連携をとりながら学校復帰や進路変更、就労等に向けた支援を行った。
- ・事業の充実や切れ目のない支援を図る目的から関係者との連絡会を実施した。
- ・情報発信の目的から通信「ビリーブ」を発行するとともにホームページの充実を図った。
- ・ハートフルスペースへの通所が困難な支援対象者への訪問支援等として「出かけるハートフルスペース」を実施した。5つの町で継続的な実施となっている。
- ・保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」を、新型コロナウイルス感染症による影響のため、オンライン開催とし、参加者が録画した動画を見る形で実施した。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同研修会を開催し、「不登校、ひきこもりの支援と理解」をテーマに研修を行った。合同連絡会については、新型コロナウイルスのため実施できなかつた。

③不登校生徒等への自宅学習支援事業

- ・県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、利用者の学習支援及び保護者支援を行った。
- ・ICT教材を活用して、一人一人の学びの力に合わせた学習プログラムを提供した。
- ・利用者は、小学生6名、中学生29名、高校生年代10名の計45名だった。
- ・家庭での子どもへの関わり方についての助言や医療受診のつなぎなどを行い、保護者の悩みや不安に寄り添った支援を行った。

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

①不登校対策事業

- ・スクールカウンセラー及び教育相談担当教員を対象にした連絡協議会において、心理教育の充実に関する講義・実践発表・協議等を行い、心理教育の有効性を周知できた。
- ・新型コロナウイルスに関する支援など緊急支援が必要な事案について臨床心理士等を派遣し、学校は迅速な対応をすることができた。
- ・学校における支援体制づくりについての講演会を行い、不登校のみならず課題を抱える児童生徒への組織的な支援について、児童生徒理解に基づいた進め方について周知し、アセスメントをした上でプランニングの重要性についての考え方方が進んだ。
- ・学校生活適応支援員を配置した小学校の多くは、実態に応じた適切な支援により不登校の出現率が低下し、全県と比較して不登校数の増加を抑えることができた。

【各年度3月末現在の不登校児童数について】

全県	: 342人 (R2) ⇒ 398人 (R3)	※前年比約1.16倍
未配置校計	: 231人 (R2) ⇒ 296人 (R3)	※前年比約1.28倍
配置校計	: 111人 (R2) ⇒ 102人 (R3)	※前年比約0.92倍

②不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・市町村福祉担当課等との連携により、出張相談会へのニーズを把握し、開催地域が6カ所へと広がった。
- ・学校関係機関や関係支援機関との連携の中で、来所相談等につなげることができた。
- ・相談者に社会参加に向けた変化等が見られた。
 - 就労支援機関へのつながり、就労体験、アルバイト就労 等
 - 進学希望先の決定、受験のための準備 等
 - 支援員との交流の促進、集団活動への参加 等

【ハートフルスペース利用状況】< R4.3月末現在 >

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用人数	38	50	129	164	134	195	198
延支援回数	1,284	1,206	2,263	3,775	2,863	2,860	3,306

※H29年度から中・西部ハートフルスペースの相談回数、利用人数を含む

③不登校生徒等への自宅学習支援事業

- ・日常生活リズムが整ったり、学習習慣が確立されたり、再登校につながったりするなどの変容が見られた。
- ・中学校3年生の利用者の14名が高等学校へ進学することができた。受験に向かうにあたり自宅学習支援員が自己申告書作成のアドバイスをするなど学習指導以外の面でも支援を行うことができた。
- ・自宅学習支援員が保護者に子どもへの関わり方等の助言を行うことで、家庭における親子関係が良好になるケースがあった。

○課題

- ・不登校児童生徒は全国的にも増加の一途であり、鳥取県においても喫緊の課題である。小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会が今まで以上に連携し、学校訪問等による指導助言や教職員研修を行い、校内組織体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実を図る必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
いじめ防止対策推進事業	11,663	3,132	0	0	8,531
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	S D G s ゴール (04 質の高い教育をみんなに)				
政策項目	—				

1 事業の目的、概要

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

2 事業の内容、実施の状況

「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会（※1）を2回開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：10月に集合型で開催 ・第2回：1月にオンラインで開催
いじめ相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を外部委託した。 ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布した。（6月） ○相談窓口関係機関連絡会議（※2）を開催した。（7月）
子どもの悩みサポートチーム支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣する。 利用件数：0件
児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あつたかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施した。 応募点数：1,875点
SNSを活用したいじめの通報システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちがSOSを通報できる一方のシステムを希望する学校に導入した。（令和3年度：県立高校10校）

(※1) 鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会

【目的】いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関する機関及び団体の関係者により構成される連絡協議会を置き、これらの機関・団体の連携を図る。

【構成】県医師会、県弁護士会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、鳥取地方法務局、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校校長協会、県特別支援学校校長会、私立中学高等学校校長会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県福祉保健部、県子育て・人財局、児童相談所、警察本部、県教育委員会

(※2) 相談窓口関係機関連絡会議

【目的】いじめ相談に関わる機関が情報交換し、いじめ問題の早期課題解決に向けて連携を図る。

【構成】鳥取地方法務局、知事部局関係課（人権同和対策課、家庭支援課、総合教育推進課）、県警察本部、県教育委員会事務局関係課（教育総務課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、いじめ・不登校総合対策センター）

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

- ・出かけるセンター研修や教育センター主催教職員研修等において、当センター作成「いじめ対応マニュアル」を活用したいじめ問題の適切な対応について周知することができた。
- ・いじめの認知について、市町村教育委員会との連携及び教職員研修での講義においての周知により児童生徒間の些細なトラブルなど、いじめの兆候を積極的に認知することが進んでいる。

○課題

- ・いじめ対応マニュアル等の周知は進んでいるものの、その活用の仕方については不十分な点があるので、いじめ問題に関する悉皆研修を行い、その内容を校内研修等で全教職員への共通理解を図り、いじめ問題に適切に対応できる組織体制づくりを促す必要がある。
- ・教育相談電話で受けたいじめ相談について、市町村教育委員会と共有し、よりスピーディーかつ正確に対応していく必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
教育相談事業	1,996	0	0	0	1,996
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	SDGsゴール（04 質の高い教育をみんなに）				
政策項目	—				
1 事業の目的、概要	<p>幼児児童生徒等の教育上の問題や、発達、障がい等に関する学習及び生育上の課題について、園や学校等教育現場の実状をよく知る相談員及び専門指導員、専門医が、本人、保護者、学校関係者等との相談に応じ、個別の状況やニーズに応じた指導・支援を行う。</p>				
2 事業の内容、実施の状況	<p>教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談（電話・来所・訪問・メール等）を受け、状況に応じて指導主事及び相談員が専門的な立場からの助言を行った。より適切な支援となるよう医療機関や福祉機関などの関連機関と連携を図った。 教育相談事業について、広報リーフレット「教育相談強化するべ」の配布及びホームページでの情報発信を行い、保護者や教育関係者等への周知を図った。 教職員向けの児童生徒理解の研修会に出向いて、教育相談理論や技法についての啓発を行った。 <p>専門指導員による相談・個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門指導員による幼児への教育相談、個別指導は、「言葉が少ない」「落ち着きがなく集中力が続かない」「発音が不明瞭」といった主訴が多く、保護者の子育てに対する不安に寄り添いながら支援を行った。 <p>専門医による教育相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談会（小児科医・精神科医7名による）を県内3ヶ所（東部22回・中部12回・西部10回）で実施し、医学的助言を受けて相談者の悩みや不安が解消されるように努めた。 				

<相談回数>

【特別支援教育相談回数】

	R1年度	R2年度	R3年度
保・幼	552	582	598
小学校	100	57	12
中学校	41	44	19
高等学校	507	606	466
その他	87	7	15
合計	1,287	1,296	1,110

【一般教育相談回数】

	R1年度	R2年度	R3年度
保・幼	5	4	1
小学校	173	163	161
中学校	122	209	307
高等学校	954	796	1,162
その他	1,139	1,185	1,327
合計	2,393	2,357	2,958

※「その他」は、成人（本人）の相談者

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

- 相談に対して、相談手法の工夫やケース検討会などを適宜実施し、組織力を活かした取組で主訴の軽減解消を図ることができた。
- 専門指導員による児童支援において、園や学校をはじめ関係機関との連携を図りながら、就学に向けて細やかな支援を行った。保護者アンケートでは、9割の保護者が「大変満足」「満足」と回答し、支援内容の妥当性が示された。
- 専門医による教育相談会は、相談者アンケートでは、8割が「大変満足」「満足」と回答があり、所期の目的が達成できた。

○課題

- 指導主事及び相談員が受けた相談内容は、カウンセリングで解消されないものがあり、スタッフ研修やケース検討会などを行い、教育相談の専門性を高める必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
スクールソーシャルワーカー活用事業	43,237	14,276			28,961																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
将来ビジョン	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
令和新時代創生戦略	SDGsゴール（04 質の高い教育をみんなに）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
政策項目	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1 事業の目的、概要	<p>学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境の課題が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るために、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)の市町村教育委員会への配置に対して助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2 事業の内容、実施の状況	<p>SSWスーパーバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の取組やSSWの経験の差、対応困難な事例に対するスーパーバイズ体制を整えることを目的として、SSWスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置した。 【スーパーバイザーの業務】 <ul style="list-style-type: none"> ①校長会や管理職研修におけるSSWについての研修講師 ②事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言 ③新任及び現任SSWへの基礎的な理論研修及び助言 ④連絡協議会(年2回)、育成研修(年3回)の企画立案への助言及び研修講師 ⑤対応困難な事例についての相談や適切な助言 等 <p>県内のSSW活用事業実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は17市町村がSSW活用事業(補助事業)を実施した。 【各市町村等のSSW配置人数】 <table border="1"> <tr> <th>市町村</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>R3</th> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市計</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鳥取郡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉東</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>米子西</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>境港西</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白兎養護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉養護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県米養護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> </table>	市町村	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3	米子市	3	2	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	倉吉市	2	3	3	3	3	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	境港市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市計	6	6	7	7	9	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	鳥取県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鳥取郡																											倉吉東	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	米子西	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	境港西																											白兎養護																											倉吉養護																											県米養護																											計	3	3	8	7	7	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
市町村	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
米子市	3	2	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
倉吉市	2	3	3	3	3	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
境港市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
市計	6	6	7	7	9	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鳥取県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鳥取郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
倉吉東	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
米子西	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
境港西																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
白兎養護																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
倉吉養護																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
県米養護																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計	3	3	8	7	7	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
SSW連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> SSW活用事業に係る県の方向性の確認、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況が子どもにおよぼす影響と虐待対応や未然防止、困窮家庭に対しての支援等について理解を深めるため、連絡協議会を開催した。 (参加者) 市町村配置SSW及び担当指導主事(SSW未配置の自治体を含む) (開催方法・回数) オンラインによる開催・2回 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SSW育成研修	<ul style="list-style-type: none"> SSWの新規配置や配置拡充を求める市町村のニーズに対応できるよう、その活動に必要な社会福祉の知識や技能等を有する人材を育成するための研修を実施した。 3日間6講座実施 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

事業実施市町村への巡回訪問	・オンラインで意見交換会として18市町村で実施し、市町村の課題やSSW活用事業の戦略を共有するとともに、スーパーバイズ体制を整えた。
SSW資質向上研修	【現任SSW研修】 ・SSWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能、学校組織に対する理解などについて研修を実施した。 ・3回 4講座実施
	【新任SSW研修】 ・新任研修については、県立高校の2名に個別に実施した。スクールソーシャルワークの意義や、SSWに必要とされる基礎的な知識や技能について学ぶとともに、学校での役割について理解を深めた。 ・1回1時間で3回実施。市町村中途採用の1名は育成研修を受講。

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

- ・SSWの活動により、学校と関係機関との連携体制及び教職員にもスクールソーシャルワークの考え方や視点の理解が進み、浸透につながってきている。
- ・SSWスーパーバイザーからの深刻な事例に係るスーパーバイズによって、迅速かつ的確な対応につなげた。※ 対応回数 144回（令和4年3月31日現在）
- ・経験年数に合わせたSSW研修を企画し、SSWの専門性の育成と向上を図った。

○課題

- ・SSW活用事業の充実と体制づくりには市町村教育委員会の戦略が必須であるので、各市町村教育委員会との意見交換等を市町村巡回訪問や連絡協議会等を通して積極的に行う必要がある。

6 決算資料

一般会計(歳入)

区分 科 目	予 算			現 額			調 定 額	収 入 溝 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費	計	A	B					
教育費 国庫補助金	22,937,000	△ 2,108,000	0	20,829,000	18,413,000	0				0	0
入 合 計	22,937,000	△ 2,108,000	0	20,829,000	18,413,000	0				0	0

一般会計(歳出)

区分 科 目	予 算			現 額			支 出 溝 額 (決 算 額)	支 出 溝 額 (決 算 額)	支 出 溝 額 (決 算 額)	翌 年 越 緑 額	度 領	差 引 残 額 (不 用 額)	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費	予 支 流 用 費 額	備 用 費 額	計							
教育連絡調整費	76,480,000	△ 8,250,000	0	68,230,000	62,935,396	0	62,935,396	0	62,935,396	0	0	5,294,604	
出 合 計	76,480,000	△ 8,250,000	0	68,230,000	62,935,396	0	62,935,396	0	62,935,396	0	0	5,294,604	

7 事業別実施状況調べ

(単位：円)

事業名	予算現額					支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果、 繰越、不用額の理由等
	当初予算額	補正予算額	繰越事業費 繰越額	予備費支出及 び流用増減	計 A					
(目 名) (主) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	2,147,000	0		-153,000	1,994,000	1,645,379		348,621	82.5%	主な事業に関する調べのとおり 【流用増減】 いじめ防止対策推進事業へ△153千円
(主) いじめ防止対策推進事業	11,956,000	0		153,000	12,109,000	11,662,123		446,877	96.3%	主な事業に関する調べのとおり 【流用増減】 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業から流用153千円
(主) 教育相談事業	2,369,000	0		0	2,369,000	1,996,056		372,944	84.3%	主な事業に関する調べのとおり
(主) スクールソーシャルワーカー活用事業	54,655,000	-8,650,000		0	46,005,000	43,237,080		2,767,920	94.0%	主な事業に関する調べのとおり
(主) 不登校対策事業	839,000	0		0	839,000	464,522		374,478	55.4%	主な事業に関する調べのとおり 【不用となった理由】 新型コロナウイルス感染症の影響により一部の研修会をオンライン開催としたことによる特別旅費の減のため。
(主) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業	3,363,000	-700,000		0	2,663,000	2,468,139		194,861	92.7%	主な事業に関する調べのとおり
ネットパトロール事業	1,151,000			0	1,151,000	1,093,597		57,403	95.0%	インターネット上の掲示板、サイト等への県内の児童生徒の書き込みを巡回し、不適切な書き込み等を学校に情報提供した。(委託先 NPO法人こども未来ネットワーク) ・不適切な書き込み等学校へ情報提供 20件
安心した学校生活支援事業		1,100,000		0	1,100,000	368,500		731,500	33.5%	新型コロナウイルス感染症対策として、臨床心理士(スクールカウンセラー等)を学校に派遣し、カウンセリングなどの支援を行った。 (新型コロナウイルス以外の理由による派遣は、不登校対策事業内で実施。) ・派遣校数 10校 ・派遣日数 24日 ・派遣時間 67時間 【不用となった理由】 派遣依頼が少なかったことによる報償費の減のため。
合 計	76,480,000	-8,250,000		0	0	68,230,000	62,935,396	0	5,294,604	

8 予備費の充用調べ

該当なし

9 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

該当なし

(2) つり銭の状況

該当なし

10 財産に関する調べ
(1)公有財産
ア 土地

行政・普通財産区分	機関名又は施設名等	所 在 地	前年度末		本年度異動状況				差引 額(円)	備考
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目 242-88	309.74	6,752,332	増加 R				R	309.74 6,752,332
計			309.74	6,752,332			0	0		309.74 6,752,332

イ 建 物

行政・普通財産区分	機関名又は施設名等	所 在 地	前年度末		本年度異動状況				差引 額(円)	備考
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)		
	中部ハートフルスペース	倉吉市上井字櫻ノ下5 03-1	350.00	5,166,000	増加 R				R	350.00 5,166,000
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目 242-88	98.21	0	減少 R				R	98.21 0
	西部ハートフルスペース (倉庫)	米子市祇園町二丁目 242-88	5.21	0	増加 R				R	5.21 0
計			453.42	5,166,000			0	0		453.42 5,166,000

ウ 山 林

- 工 不動産売却等 該当なし
- オ 財産の交換 該当なし
- キ 物 権 力動産(船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機)
ク無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)
ケ 有価証券 該当なし
- コ 出資による権利 該当なし

(2)金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		差引き未使用枚数	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 112	枚 0	枚 26 53,140	枚 86	

(3)基 金

該当なし

(4)債 権

該当なし

11 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土 地

該当なし

イ 建 物

該当なし

(2) 物 品 (1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)

該当なし

12 借受不動産明細調べ

該当なし

13 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

14 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

15 備品の処分状況調べ

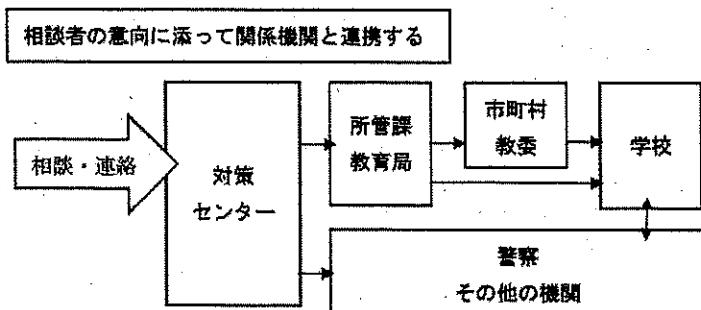
該当なし

16 貸付金等状況調べ

該当なし

17 いじめについての連携・支援の流れ

(当センターや学校、関係機関に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

18 県内のいじめの認知件数

(単位:件)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
小学校	301	517	1432	1,611	1,800	
中学校	185	242	461	464	439	
高等学校	68	45	59	60	52	
特別支援学校	40	40	26	71	22	
計	594	844	1978	2,206	2,313	
発生件数／千人(県)	9.6	13.8	32.6	36.9	39.1	
発生件数／千人(全国)	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	

※1 H28～R2は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。

(以下の各項目の数値についても同様である。)

19 いじめの解消状況(令和2年度)

(単位:件)

区分	解消している	解消に向けて取組中	他校への転学、退学等	計
小学校	1,276	397	4	1,677
中学校	362	52	0	414
高等学校	29	3	0	32
特別支援学校	17	5	0	22
計	1,684	457	4	2,145

※令和2年度内に起きたいじめの令和3年3月末の状況(文部科学省調査結果から)を記載している。

20 当センターへのいじめ相談の対応(令和3年度)

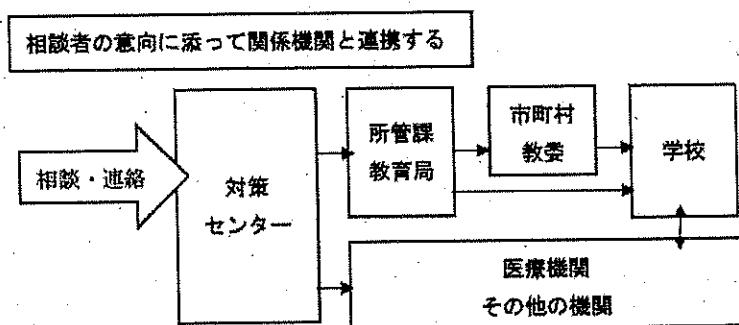
(単位:回) (令和4年3月31日現在)

相談方法	校種等							(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)			
電話	13	10	13	0	0	2	38	32	5	1
メール	2	5	0	0	0	0	7	6	1	0
来所	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0
合計	16	16	13	0	0	2	47	39	7	1

※いじめ110番の相談回数を含む。

21 不登校についての連携・支援の流れ

(当センターや学校に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

22 不登校児童生徒数

(単位:件)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
小学校	151	165	230	271	343	398
中学校	478	481	502	554	555	631
小計	629	646	732	825	898	1,029
不登校児童生徒数／千人(県)	13.8	14.4	16.4	18.8	20.6	24.5
不登校児童生徒数／千人(全国)	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	
高等学校	266	289	264	217	238	
不登校生徒数／千人(県)	17.3	19	17.6	14.7	16.4	
不登校生徒数／千人(全国)	14.7	15.1	16.3	15.8	1.39	

※1 H28～R2は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R3は、独自調査による公立の数値(令和4年3月31日現在)

23 不登校児童生徒の変容状況(令和3年度)

(単位:件)

区分	継続的に登校する(a)	断続的に登校する(b)	登校にチャレンジする(c)	a～cほどではないが、変容が見られる	再登校のきざしが見られない	計
小学校	94	74	45	60	125	398
中学校	104	166	72	125	164	631
高等学校						
計	198	240	117	185	289	1,029

※ 独自調査による公立の数値(令和4年3月31日現在)

24 当センターへの不登校相談の対応(令和3年度)

(単位:回) (令和4年3月31日現在)

相談方法	校種等						(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明			
電話	29	125	233	0	6	2	395	390	3
メール	0	5	0	0	0	0	5	4	1
来所	31	38	102	0	0	0	171	171	0
合計	60	168	335	0	6	2	571	565	4

※24時間子供SOSダイヤル及びいじめ110番の相談回数を含む。

<支援員対応>

(単位:件、回) (令和4年3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通室	件数	35	20	19	20	11	17	23	23	26	17	18	26
	回数	82	81	112	72	16	67	73	75	85	52	52	66
家庭訪問	件数	6	5	8	9	8	5	4	3	4	6	4	9
	回数	8	6	10	11	8	5	4	3	5	6	4	12
関係機関訪問	件数	9	6	9	5	2	15	21	11	7	5	4	8
	回数	9	7	14	5	2	17	23	14	7	5	5	9
電話相談	件数	47	46	37	36	40	54	45	45	40	45	55	65
	回数	74	84	72	72	85	100	103	99	85	72	109	113
来所相談	件数	21	18	23	17	9	15	18	33	23	23	17	22
	回数	38	28	52	22	11	28	33	58	38	28	28	35
総利用件数	件数	118	95	96	87	70	106	111	115	100	96	98	130
													1222

<ソーシャルワーカー対応…週8時間>

(単位:件、回) (令和4年3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	6	4	5	8	3	5	7	11	10	6	8	7
	回数	12	8	10	14	3	15	11	20	14	13	11	17
家庭訪問	件数	0	1	1	5	0	2	1	1	0	2	0	1
	回数	0	1	1	7	0	2	1	1	0	2	0	1
関係機関訪問	件数	1	3	3	2	0	3	0	1	1	1	0	1
	回数	2	16	15	2	0	9	0	1	1	1	0	1
電話相談	件数	7	5	5	5	7	2	3	3	7	5	2	5
	回数	23	21	11	18	21	6	4	5	9	6	6	8
総利用件数	件数	14	13	14	20	10	12	11	16	18	14	10	14
													166

<カウンセラー対応…週3時間>

(単位:件、回) (令和4年3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	17	17	11	16	9	20	21	21	16	20	16	18
	回数	38	27	30	27	11	33	46	36	21	29	22	31
訪問相談	件数	1	2	1	1	2	3	0	2	2	1	0	4
	回数	1	4	1	1	4	3	0	2	3	1	0	4
電話相談	件数	4	4	3	1	6	3	7	4	5	7	2	5
	回数	11	5	4	1	11	5	11	9	9	7	3	6
総利用件数	件数	22	23	15	18	17	26	28	27	23	28	18	27
													272

※件数は実件数、回数は延回数。

(1) 相談受付の種類

- 教育相談窓口
 - ・電話相談（教育相談電話、LDホットライン）
 - ・来所相談
 - ・メール相談
- 教育支援センター「ハートフルスペース」
 - ・電話相談
 - ・来所相談
 - ・訪問相談
- 教育相談会（専門医による相談会）
- 専門指導員による指導及び相談

(2) 相談状況

ア 一般教育相談

(令和4年3月31日現在)

(単位:回)

主訴 校種	いじめ	不登校	就学・進学	卒業・進路	学習・指導法	学校生活	情報提供	養育・家庭生活	学校・教員	その他	計
幼児	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
小学校	7	58	0	0	23	47	0	19	2	5	161
中学校	4	177	17	65	1	23	1	8	4	7	307
高等学校	5	295	4	824	1	11	0	7	4	11	1,162
その他	0	9	33	966	0	3	1	47	1	267	1,327
計	16	539	54	1,855	25	84	3	81	11	290	2,958

イ 特別支援教育相談

(令和4年3月31日現在)

(単位:回)

主訴 校種	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱・虚弱	発達障がい	自閉・情緒	重度・重複	計
幼児	0	2	405	7	0	0	184	0	0	598
小学校	0	0	1	4	0	0	4	3	0	12
中学校	0	0	0	2	0	1	2	14	0	19
高等学校	0	0	0	0	0	0	466	0	0	466
その他	0	0	0	3	0	1	11	0	0	15
計	0	2	406	16	0	2	667	17	0	1,110

○意見、要望等

- (1) 業務に関する意見、要望等 該当無し
- (2) 監査委員事務局に対する要望等 該当無し